

伊達市行政改革大綱 2017

策定 2017年（平成29年）6月



2017年（平成29年）6月
伊達市行政改革推進本部

目 次

はじめに	2
I 改革の柱	3
II 計画期間	3
III 推進体制と進行管理	3
IV 改革の具体的な方策	4
1 市民が積極的に関わる行政運営	
2 行政サービスの適正化	
3 バランスのとれた財政運営	
4 将来を見据えた人材育成	

はじめに

本市では、1985年度（昭和60年度）から行政改革推進のため「伊達市行政改革大綱」を策定し、その後、国の指針や社会情勢の変化に対応しながら2015年度（平成27年度）までの間、市民と行政が互いに協力しながら様々な課題に取り組んでまいりました。

この5年間の「行政改革大綱2011」では、経費全般の節減を徹底的に行い、実施計画の見直しや修正を毎年実施し、その継続的な推進を図り、「選択と集中」により、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めた結果、堅実かつ効果的な行財政運営を進めることができました。

これらは市民の皆様の御協力により達成できたものと考えており、深く感謝申し上げます。

しかし、急速な少子高齢化、それに伴う人口減少が予想されるとともに、公共施設の老朽化も著しく、福祉関係経費や維持管理費の増加は避けられず、これまで以上に厳しい行財政運営を強いられる状況となっております。

このような状況下においても、不断の努力が求められ、質の高い行政サービスを提供する姿勢を保つためには、職員だけではなく市民一人ひとりが進んでまちづくりに関わり、「市民力」で改革を進めなければなりません。

このようなことから、中長期的な視野に立ち、今まで実施してきた行政改革の基本理念だけでなく、新たな視点である「第七次伊達市総合計画」の実現に向け、「伊達市行政改革大綱2017」を策定いたしましたので、これからも市民の皆様の益々の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

2017年（平成29年）6月23日

伊達市行政改革本部

本部長（伊達市長） 菊谷 秀吉

I 改革の柱

自治運営の基本原則は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げることであります。行政改革は、社会情勢の変化や時代に即した行政需要に対応したサービスを提供していくために、行政の責任領域を見直し、行政関与の必要性、受益と負担の公平性等、事務事業全般にわたりより一層見直しを図り、効果的・効率的な行政運営を進めていくことにあります。そして、日々変化する行政課題を的確に捉え、柔軟かつ迅速に対応し、経営的な視点に立った行政改革を推進するため、市民と行政との協働関係を重視するとともに、市民の参画を得ながら、より良いまちづくりを目指します。

以上のことを踏まえ、行政改革を効率的に推進するため、次の4項目を基本方針とします。

- 1 市民が積極的に関わる行政運営
- 2 行政サービスの適正化
- 3 バランスのとれた財政運営
- 4 将来を見据えた人材育成

II 計画期間

伊達市行政改革大綱 2017 の計画期間は、2017 年度（平成 29 年度）から 2023 年度（令和 3 年度）までの7か年とします。

III 推進体制と進行管理

伊達市行政改革大綱 2017 の適正な進行管理を実施するため、伊達市議会・伊達市行政改革推進委員会・伊達市行政改革推進本部が一体となり、計画を推進することとします。

進行管理につきましては、まず、行政改革推進本部が中心となり、年度ごとに進捗状況を確認、整理します。

その後、市民の代表で構成する伊達市行政改革推進委員会及び市議会へ定期的に報告を行い、意見や提言を頂き、必要に応じ行政改革推進本部において見直しを行います。

その結果については、市広報やホームページ等を活用し、広く市民に公表いたします。

IV 改革の具体的な方策

1 市民が積極的に関わる行政運営

市民と行政双方の協働への意識はこれまで以上に高まっています。情報公開と迅速な情報提供、市民の声を政策に反映させるなど、市民と行政が情報を共有しながら、相互理解を深め、それぞれが担う役割と責任を明確にしながら、協働によるまちづくりを進めます。

■実施項目

- 情報公開及び情報提供の充実
- 総合計画への市民意見の反映
- 市民の活躍の場の提供
- 地域団体の育成・充実
- 地場産業への市民参加 など

2 行政サービスの適正化

本市においても少子高齢化に伴う人口減少は避けられない状況となっており、これまで同様の規模や内容での行政サービスで良いのかどうか、検討すべき時期が到来したと言えます。

来るべき時に備え、行政サービスの質を確保しつつ、適正な範囲での提供を進めます。

■実施項目

- ルールに基づく行政サービスの適正化
- 外部監査の活用
- 広域行政によるサービスの効率化 など

3 バランスのとれた財政運営

将来にわたって安定的に財政運営を行うためには、財源を確実に確保するとともに、事業の必要性、有効性、効率性などを検証しながら歳出の削減に努め、限られた財源を真に必要な事業に投資することが重要です。

これからの地方公共団体は、独自で輝くために、あらゆる角度からの政策が必要となってきます。そのためにも、無駄は確実に省き、投資すべき時にはしっかり投資する、ということが重要となります。

このことから「選択と集中」を徹底し、バランスのとれた財政運営を目指します。

■実施項目

- 財政規律の見直し
- 長期的かつ効果的な投資計画の検討
- 補助金交付基準の見直し
- 事務事業の効率化
- 公共施設等総合管理計画の運用 など

4 将来を見据えた人材育成

人口減少社会にも対応しつつ、変化する行政課題や市民ニーズにも対応できる、簡潔ではあるが機能的である市役所組織の整備を進めるとともに、人事評価制度を活用した人材の育成に取り組みます。

また、職員だけでなく、民間を含めた人材育成を視野に、総合的に交流や研修などを推進します。

■実施項目

- 機能的かつ柔軟な市役所組織の整備
- 人事評価制度の効果的運用・活用
- 民間を含めた人材育成－民間人と職員の交流・研修等の推進 など

【発行】

2017年（平成29年）6月

北海道伊達市 総務部総務課総務係

〒052-0024

住 所 北海道伊達市鹿島町20番地1

電 話 0142-23-3331（内線242・243）

F A X 0142-23-4414

E-mail somu@city.date.hokkaido.jp